大分県訪問看護ステーション連絡協議会会則

（名称及び事務局）

第 1 条　　この会は、大分県訪問看護ステーション連絡協議会『以下、「本会」という。』と称し、事務局を大分県医師会館内に置く。

（目　　的）

第 2 条　　本会は、大分県内に設置された訪問看護ステーション間の業務の連携を図り、かかりつけ医による地域住民の在宅ケアを支援するシステムとして、訪問看護の充実と推進を図ると共に、社団法人全国訪問看護事業協会及び財団法人日本訪問看護振興財団との連携を図ることを目的とする。

（構　　成）

第 3 条　　本会は、大分県における高齢者医療確保法・健康保険法・介護保険法に基づき、県の指定を受けた訪問看護ステーションをもって構成する。

（事　　業）

第 4 条　　本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

(1) 訪問看護事業の普及及び啓発に関すること。
(2) 訪問看護事業の行政に対する連絡及び調整に関すること。
(3) 訪問看護事業の調査研究に関すること。
(4) 医療・保健・福祉サービス事業との連携に関すること。
(5) 訪問看護の内容の充実及び活動に関すること。
(6) 施設相互間の情報交換に関すること
(7) 職員の研修に関すること。
(8) その他必要な事項。

（役　　員）

第 5 条　　本会に次の役員を置く。

(1) 会　　長　　1　名
(2) 副 会 長　　1　名
(3) 委　　員　　若干名

2　会長、副会長は、役員の互選によって選出する。

3　役員は、推薦をもって充てるものとし、その任期は２年と定め基点を平成８年４月１日とするが、次期役員決定までは現役員で会務を遂行することができるものとする。

ただし、再任を妨げない。

4　役員に欠員を生じた場合は、補欠役員を選出する。ただし、会務に特に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

5　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第 6 条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（顧　　問）

第 7 条　　本会に行政関係者及び学識経験者等の顧問を置くことができる。

2　顧問は、委員会の承認を得て会長が委嘱し、その任期は会長の任期による。

3　顧問は、会長の求めに応じて、総会及び委員会に出席して意見を述べることができる。

（会　　議）

第 8 条　　本会の会議は、総会、委員会とする。

2　総会は、年１回以上開催するものとし、会長が招集し議長となる。

3　次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

(1) 収支予算及び決算

(2) 事業計画

(3) 会則の変更

(4) その他重要なる事項

4　委員会は、会長が招集し、総会に提出すべき事項及び会務の運営に関する事項などを協議する。

（会　　計）

第 9 条　　本会の経費は、補助金、寄付金等をもって充てる。

2　会計の年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

3　本協議会の監査は大分県医師会監事に委託する。

附　　則

１．本会則は、平成 8 年　4月　1日から施行する。

平成 9 年１０月２５日　一部改正

平成１２年１２月　3日　一部改正

平成２１年　7月２５日　一部改正